

食品営業許可申請（更新）オンライン決済手続き

オンライン申請による許可申請（更新）の場合のみ、手数料のオンライン決済に対応しています。ご希望の場合、施設立入調査後に次のフローに沿って手続きを行ってください。

※オンライン決済の場合、**領収書の発行はありません**ので、予めご了承ください。

※許可証の郵送をご希望の場合は、140円切手を貼った返信用封筒(角型A4サイズ以上のもの)を保健所にお渡しください。

※現在、保健所窓口での申請の場合は現金対応のみとなります。



① 施設立入調査

現地で設備や業態等を確認し、必要な手続きについて説明します。

※オンライン決済をご希望の場合はその旨をお知らせください。



② オンライン申請

「食品衛生申請等システム」からオンライン申請を行ってください。

[食品衛生申請等システム](#) | [厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](#)



保健所

③ 内容確認・差戻し

「食品衛生申請等システム」の申請内容を確認します。

修正等があった場合は申請を差し戻すことがあります。



④ オンライン決済申込

③の内容確認が終了し、更新月になりましたら職員が支払い方法について連絡しますので、「広島市オンライン手続きポータルサイト」からオンライン決済の申込みを行ってください。

[【広島市オンライン手続ポータルサイト】手続き申込：手続き一覧 \(e-tumo.jp\)](#)



保健所

⑤ 内容確認

「広島市オンライン手続きポータルサイト」の申請内容を確認します。

※更新期限の10日前までに⑤が完了しない場合、窓口での手数料納付となります。



⑥ オンライン決済

「広島市オンライン手続きポータルサイト」からオンライン決済を行ってください。
クレジットカード、PayPay、au PAY、d払いが利用可能です。



保健所

⑦ 審査・許可

申請内容と立入調査の内容を審査し、問題がなければ許可証を発行します。



⑧ 許可証交付

原則として、広島市保健所窓口で許可証を交付します。

※郵送をご希望の場合は、予め切手を貼った返信用封筒を保健所にお渡しください。

お問合せ先 広島市保健所（食品指導課）
TEL：082-241-7404
mail：shokuhin-s@city.hiroshima.lg.jp